

公益財団法人佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター定款第44条第3項の規定に基づき、公益財団法人佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)の実施する事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所をいう。
- (2) 会員 第3条の規定に基づく資格を有し、かつ、第6条の規定に基づく承認を得た者をいう。

(会員の資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 市内の事業所に勤務する中小企業の勤労者及びその事業主
 - (2) 市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者
 - (3) その他理事長が特に必要と認めた者
- 2 前項に定めて雇用されている者
- (1) 期間を定めて雇用されている者
 - (2) 臨時又は季節的に短期雇用されている者
 - (3) パートタイマー
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。
- (1) 加入時に14日以上休業、安静加療している者または14日以上休業、安静加療を必要とする医師の診断を受けている者
 - (2) 第14条の規定に基づき除名された者
 - (3) その他理事長が適当でないと認めた者

(入会基準)

第4条 センターの入会基準は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者の入会は、事業所を単位とする。
- (2) 前条第1項第2号に該当する者の入会は、個人を単位とする。

(入会手続き)

第5条 センターに入会しようとする者は、入会申込書及び関係書類を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

(資格の発生)

第6条 会員の資格は、前条第1項の規定による入会手続きを完了した翌月から発生する。

(入会金)

第7条 入会金の額は、会員1人につき1,000円とする。

2 既納の入会金は、返還しない。

(会 費)

第8条 会費は、会員1人につき月額800円とする。

2 会費の納入は、入会日の属する月から退会日の属する月までとする。

(会費の納入方法)

第9条 会員は、会費を3か月に1回先払いするものとし、預金口座振替依頼書を理事長に提出し、4月、7月、10月及び翌年1月のそれぞれ20日に会員の指定預金口座から自動振替により納入するものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とする。

2 前項において、事業所加入会員においては、その事業主等が一括して会費を納入するものとし、その納入額は、振替月の1日現在の会員数に一人当たりの会費を乗じて得た額とする。

3 前5条の規定に基づき入会した会員の会費は、前2項の規定に基づく次の振替日の前月分までとする。

(退会届)

第10条 第3条第1項及び第2項の規定に基づく会員資格を失った者は、会員証を添えて、退会届を理事長に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第11条 前条の規定に基づく退会届により、会員の資格を喪失する日は、退会届を提出し、受理された日とする。

(会費の返還)

第12条 第9条の規定に基づき会費を納入した後に退会したときは、退会届の提出月の翌月以降の会費は返還する。

2 前項の規定による会費の返還は、原則として、次期の振替月の還付金による調整方法とする。

(変更届)

第13条 会員となった後、入会時に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。

(方 法)

第13条の2 第5条、第10条、第13条の規定については、書面又は電磁的方法により行うものとする。

(除 名)

第14条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の議決により除名することができる。

(1) 会費を1年滞納し、引き続き納入の見込みがないと認められるとき。

(2) センターの事業を妨げる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正の行為により、センターの事業による利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。

(4) センターの規約若しくはこの事業に関する規程に違反したとき、又はセンターの信用を失しめるような行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会において議決する前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事会において除名することを議決したときは、当該会員に理由を付した文書で通知しなけ

ればならない。

第2章 事業

(給付事業)

第15条 会員が安心して働ける環境づくりのために、祝金、弔慰金等の給付事業を行う。

(融資あっせん事業)

第16条 会員が住宅の建設、購入時に要する経費及び教育、医療、葬祭、災害、復旧時の臨時に要する経費について、融資あっせんを行う。

(健康維持増進事業)

第17条 会員の健康維持増進のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 定期健康診断による健康管理事業
- (2) 人間ドック等を利用する健康管理事業
- (3) 入院費用の一部助成事業
- (4) 健康用品等配布による健康増進管理、啓発事業
- (5) 健康ランド、スポーツ施設等の利用をあっせんする健康増進事業

(老後生活安定事業)

第18条 会員の老後生活の安定を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯生活設計援助事業
- (2) 老後生活の安定のための情報提供事業

(自己啓発事業)

第19条 会員の自己啓発を助長するため、次の事業を行う。

- (1) カルチャーセンター等を利用した学習の援助
- (2) 作品展示会等による発表の場の提供

(余暇活動事業)

第20条 会員の余暇活動を助長するため、次の事業を行う。

- (1) 指定宿泊事業 宿泊施設を指定し、会員が協定料金で宿泊できるよう利便を図る。
- (2) 指定遊園事業 遊園施設等を指定し、会員が協定料金で利用できるよう利便を図る。
- (3) 各種利用補助事業 指定遊園施設等の入場料金、指定した旅行社の企画旅行料金等を、会員に対し割引料金で利用できるようあっせんする。
- (4) レクリエーション事業 季節に応じた日帰り旅行、1泊旅行、スポーツ大会等を開催し、会員相互の親睦を図る。
- (5) 指定店事業 優良店舗等を指定店として契約し、会員が物品等を割引料金で購入できるよう利便を図る。
- (6) 前各号に定める事業のほか、余暇活動に関し必要な事業

(財産形成事業)

第21条 会員の財産形成を助長するための、勤労者財産形成に係る普及啓発を行う。

(広報事業)

第22条 センターで実施する各種事業など必要な情報の提供、その他広報事業を行う。

(センター目的達成事業)

第23条 第15条から第22条までに掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会員の優先

(会員の優先)

第24条 第17条第1号、第2号、第3号及び第4号、第19条第1号に規定する事業は、会員に対し、第17条第5号及び第20条各号に規定する事業は、会員及びその家族（配偶者、子及び親）に対して、利用助成金又は参加費の優待で優先的取扱いをすることができる。

2 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、優先的取扱いの一部又は全部を制限することができる。

3 利用助成額及び参加費の優待額は、理事長が別に定める。

第4章 雑 則

(規定の変更)

第25条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委 任)

第26条 この規則に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、議決の日（平成28年2月22日）から施行し、同日から適用する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。